

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 役員報酬のカット

**Q** : 当社は、不況による業績不振が続いているため、役員報酬を減額しようと思いますが、何か問題がありますか。

**A** : 減額後の支給基準に合理性と継続性があれば問題ありません。

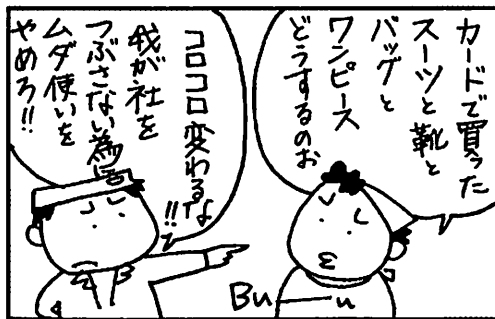
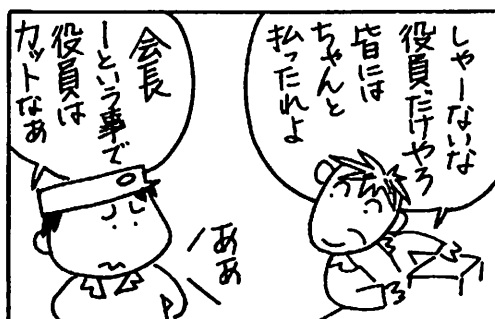
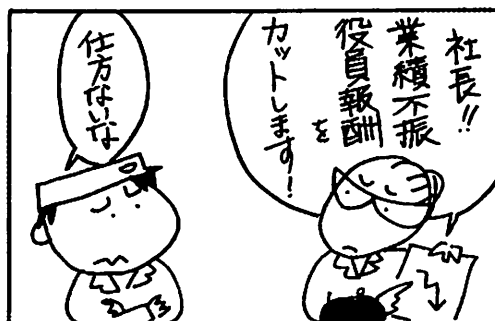
### 【解説】

業績不振のため役員報酬を減額することは一般によく行われていることです。この場合、注意しなければならないのは、減額の率を資金繰り等の関係などで変えないことです。

減額の方法は、例えば、社長は30%、専務及び常務は20%、平取締役は10%というようにカット率を変えても、地位による責任度合の反映ですから問題ありません。

ただ、税法は、役員給与について、定期の給与を報酬、臨時的な給与（退職給与を除きます）を賞与と規定しています。この定期の給与というのは、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月以下の期間を単位として定期的に反復し又は継続して支給されるものをいいます。臨時的な給与、すなわち役員賞与となると損金の額に算入されないこととなります。

カットの率を月によって変えたり、資金繰りの関係でまったく支払わない月があったりすると、定期の給与とはいえなくなりますので、注意してください。



KIMIYO-I